

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年9月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

公共下水道事業の健全な経営を維持し、下水道施設の更新を計画的に進めること等を目的とした下水道使用料の見直し及び災害その他の非常の場合における排水設備等の復旧工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定したもの」を「指定した者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市区町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第15条第1項の表を次のように改める。

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え
	30立方メートル以下の分 130円
	30立方メートルを超え
	40立方メートル以下の分 220円
	40立方メートルを超え
	60立方メートル以下の分 260円
	60立方メートルを超え
	100立方メートル以下の分 310円
	100立方メートルを超え
	200立方メートル以下の分 370円
	200立方メートルを超え
	400立方メートル以下の分 430円
	400立方メートルを超え
	600立方メートル以下の分 490円
	600立方メートルを超え
	1,000立方メートル以下の分 500円
	1,000立方メートルを超え
	2,000立方メートル以下の分 510円
	2,000立方メートルを超える分 520円

第15条第2項の表を次のように改める。

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
8立方メートル以下の分 1,200円	8立方メートルを超え
	15立方メートル以下の分 130円
	15立方メートルを超え
	20立方メートル以下の分 220円
	20立方メートルを超え
	30立方メートル以下の分 260円

	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分 310円
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分 370円
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 430円
	200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分 490円
	300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分 500円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分 510円
	1,000立方メートルを超える分 520円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の葉山町下水道条例（以下「新条例」という。）第15条第1項の表及び第2項の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新条例第15条第1項の表及び第2項の表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の使用に係る使用料は、附則別表第1（第15条第1項関係）及び附則別表第2（第15条第2項関係）に基づき算出するものとする。
- 3 前項の場合において、令和8年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和8年4月1日前の使用日数及び令和8年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。
- 4 新条例第15条第1項の表及び第2項の表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の使用に係る使用料は、附則別表第3（第15条第1項関係）及び附則別表第4（第15条第2項関係）に基づき算出するものとする。
- 5 前項の場合において、令和9年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和9年4月1日前の使用日数及び令和9年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。
- 6 令和10年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和10年4月1日前の使用日数及び令和10年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

附則別表第1（第15条第1項関係）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え

	30立方メートル以下の分 100円
	30立方メートルを超え
	40立方メートル以下の分 150円
	40立方メートルを超え
	60立方メートル以下の分 180円
	60立方メートルを超え
	100立方メートル以下の分 220円
	100立方メートルを超え
	200立方メートル以下の分 270円
	200立方メートルを超え
	400立方メートル以下の分 310円
	400立方メートルを超え
	600立方メートル以下の分 350円
	600立方メートルを超え
	1,000立方メートル以下の分 360円
	1,000立方メートルを超え
	2,000立方メートル以下の分 370円
	2,000立方メートルを超える分 380円

附則別表第2（第15条第2項関係）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
8立方メートル以下の分 1,200円	8立方メートルを超え
	15立方メートル以下の分 100円
	15立方メートルを超え
	20立方メートル以下の分 150円
	20立方メートルを超え
	30立方メートル以下の分 180円
	30立方メートルを超え
	50立方メートル以下の分 220円
	50立方メートルを超え
	100立方メートル以下の分 270円
	100立方メートルを超え
	200立方メートル以下の分 310円
	200立方メートルを超え
	300立方メートル以下の分 350円
	300立方メートルを超え
	500立方メートル以下の分 360円
	500立方メートルを超え

	1,000立方メートル以下の分 370円
	1,000立方メートルを超える分 380円

附則別表第3（第15条第1項関係）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え
	30立方メートル以下の分 120円
	30立方メートルを超え
	40立方メートル以下の分 190円
	40立方メートルを超え
	60立方メートル以下の分 230円
	60立方メートルを超え
	100立方メートル以下の分 270円
	100立方メートルを超え
	200立方メートル以下の分 320円
	200立方メートルを超え
	400立方メートル以下の分 370円
	400立方メートルを超え
	600立方メートル以下の分 420円
	600立方メートルを超え
	1,000立方メートル以下の分 430円
	1,000立方メートルを超え
	2,000立方メートル以下の分 440円
	2,000立方メートルを超える分 450円

附則別表第4（第15条第2項関係）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
8立方メートル以下の分 1,200円	8立方メートルを超え
	15立方メートル以下の分 120円
	15立方メートルを超え
	20立方メートル以下の分 190円
	20立方メートルを超え
	30立方メートル以下の分 230円
	30立方メートルを超え
	50立方メートル以下の分 270円
	50立方メートルを超え
	100立方メートル以下の分 320円
	100立方メートルを超え
	200立方メートル以下の分 370円

	200立方メートルを超え
	300立方メートル以下の分 420円
	300立方メートルを超え
	500立方メートル以下の分 430円
	500立方メートルを超え
	1,000立方メートル以下の分 440円
	1,000立方メートルを超える分 450円

条例の概要

題 名

葉山町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

公共下水道事業の健全な経営を維持し、下水道施設の更新を計画的に進めると等を目的とした下水道使用料の見直し及び災害その他の非常の場合における排水設備等の復旧工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 排水設備等の工事は、町長が指定した指定工事店でなければ行うことができないことになっているが、災害その他の非常の場合において本町が被災した場合は、排水設備等の復旧工事が円滑に行えるよう、他の市区町村長の指定を受けた指定工事店であっても排水設備等の新設等工事を行うことができることとした。
- (2) 公共下水道事業の健全な経営を維持し、下水道施設の更新を計画的に進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済の変化に対応できるよう、使用料体系を見直すこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は公布の日から施行することとした。ただし、改正後の第15条第1項及び第2項の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 令和8年度及び令和9年度の下水道使用料については、使用料の上昇を緩和する措置を講じることとした。

葉山町下水道条例新旧対照表

改正後	改正前																										
○葉山町下水道条例 平成10年 7 月16日条例第24号 (排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として、規則で定めるところにより町長が<u>指定した者</u>(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市区町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、2月分ごとの排水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)との合計額とする。 <table> <tr> <th>基本料金</th><th>超過料金(1立方メートルにつき)</th></tr> <tr> <td rowspan="8">16立方メートル以下の分 2,400円</td><td>16立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>30立方メートル以下の分 130円</td></tr> <tr> <td>30立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>40立方メートル以下の分 220円</td></tr> <tr> <td>40立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>60立方メートル以下の分 260円</td></tr> <tr> <td>60立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>100立方メートル以下の分 310円</td></tr> <tr> <td></td><td>100立方メートルを超え</td></tr> </table>	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)	16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え	30立方メートル以下の分 130円	30立方メートルを超え	40立方メートル以下の分 220円	40立方メートルを超え	60立方メートル以下の分 260円	60立方メートルを超え	100立方メートル以下の分 310円		100立方メートルを超え	○葉山町下水道条例 平成10年 7 月16日条例第24号 (排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として、規則で定めるところにより町長が<u>指定したもの</u>(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。 (使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、2月分ごとの排水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。)との合計額とする。 <table> <tr> <th>基本料金</th><th>超過料金(1立方メートルにつき)</th></tr> <tr> <td rowspan="8">16立方メートル以下の分 1,280円</td><td>16立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>30立方メートル以下の分 100円</td></tr> <tr> <td>30立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>40立方メートル以下の分 140円</td></tr> <tr> <td>40立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>60立方メートル以下の分 170円</td></tr> <tr> <td>60立方メートルを超え</td></tr> <tr> <td>100立方メートル以下の分 210円</td></tr> <tr> <td></td><td>100立方メートルを超え</td></tr> </table>	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)	16立方メートル以下の分 1,280円	16立方メートルを超え	30立方メートル以下の分 100円	30立方メートルを超え	40立方メートル以下の分 140円	40立方メートルを超え	60立方メートル以下の分 170円	60立方メートルを超え	100立方メートル以下の分 210円		100立方メートルを超え
基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)																										
16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え																										
	30立方メートル以下の分 130円																										
	30立方メートルを超え																										
	40立方メートル以下の分 220円																										
	40立方メートルを超え																										
	60立方メートル以下の分 260円																										
	60立方メートルを超え																										
	100立方メートル以下の分 310円																										
	100立方メートルを超え																										
基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)																										
16立方メートル以下の分 1,280円	16立方メートルを超え																										
	30立方メートル以下の分 100円																										
	30立方メートルを超え																										
	40立方メートル以下の分 140円																										
	40立方メートルを超え																										
	60立方メートル以下の分 170円																										
	60立方メートルを超え																										
	100立方メートル以下の分 210円																										
	100立方メートルを超え																										

改正後			改正前		
		200立方メートル以下の分 370円			200立方メートル以下の分 250円
		200立方メートルを超え			200立方メートルを超え
		400立方メートル以下の分 430円			400立方メートル以下の分 290円
		400立方メートルを超え			400立方メートルを超え
		600立方メートル以下の分 490円			600立方メートル以下の分 330円
		600立方メートルを超え			600立方メートルを超え
		1,000立方メートル以下の分 500円			1,000立方メートル以下の分 340円
		1,000立方メートルを超え			1,000立方メートルを超え
		2,000立方メートル以下の分 510円			2,000立方メートル以下の分 350円
		2,000立方メートルを超える分 520円			2,000立方メートルを超える分 360円
2 前条第2項ただし書の規定により、1月分ごとに徴収する場合の使用料の額は、1月分ごとの排水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額とその額に消費税率等に乗じて得た額との合計額とする。			2 前条第2項ただし書の規定により、1月分ごとに徴収する場合の使用料の額は、1月分ごとの排水量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額とその額に消費税率等に乗じて得た額との合計額とする。		
	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
	8立方メートル以下の分	8立方メートルを超え		8立方メートル以下の分 640円	8立方メートルを超え
	1,200円	15立方メートル以下の分 130円			15立方メートル以下の分 100円
		15立方メートルを超え			15立方メートルを超え
		20立方メートル以下の分 220円			20立方メートル以下の分 140円
		20立方メートルを超え			20立方メートルを超え
		30立方メートル以下の分 260円			30立方メートル以下の分 170円
		30立方メートルを超え			30立方メートルを超え
		50立方メートル以下の分 310円			50立方メートル以下の分 210円
		50立方メートルを超え			50立方メートルを超え
		100立方メートル以下の分 370円			100立方メートル以下の分 250円
		100立方メートルを超え			100立方メートルを超え
		200立方メートル以下の分 430円			200立方メートル以下の分 290円
		200立方メートルを超え			200立方メートルを超え

改正後			改正前		
		300立方メートル以下の分 490円			300立方メートル以下の分 330円
		300立方メートルを超え			300立方メートルを超え
		500立方メートル以下の分 500円			500立方メートル以下の分 340円
		500立方メートルを超え			500立方メートルを超え
		1,000立方メートル以下の分 510円			1,000立方メートル以下の分 350円
		1,000立方メートルを超える分 520円			1,000立方メートルを超える分 360円
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の葉山町下水道条例（以下「新条例」という。）第15条第1項の表及び第2項の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 新条例第15条第1項の表及び第2項の表の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の使用に係る使用料は、附則別表第1（第15条第1項関係）及び附則別表第2（第15条第2項関係）に基づき算出するものとする。 3 前項の場合において、令和8年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和8年4月1日前の使用日数及び令和8年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。 4 新条例第15条第1項の表及び第2項の表の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の使用に係る使用料は、附則別表第3（第15条第1項関係）及び附則別表第4（第15条第2項関係）に基づき算出するものとする。 5 前項の場合において、令和9年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和9年4月1日前の使用日数及び令和9年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。					

改正後		改正前																	
6 令和10年4月1日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、令和10年4月1日前の使用日数及び令和10年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。 附則別表第1（第15条第1項関係） <table><tr><th>基本料金</th><th>超過料金（1立方メートルにつき）</th></tr><tr><td rowspan="12">16立方メートル以下の分 2,400円</td><td>16立方メートルを超え 30立方メートル以下の分 100円</td></tr><tr><td>30立方メートルを超え 40立方メートル以下の分 150円</td></tr><tr><td>40立方メートルを超え 60立方メートル以下の分 180円</td></tr><tr><td>60立方メートルを超え 100立方メートル以下の分 220円</td></tr><tr><td>100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 270円</td></tr><tr><td>200立方メートルを超え 400立方メートル以下の分 310円</td></tr><tr><td>400立方メートルを超え 600立方メートル以下の分 350円</td></tr><tr><td>600立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分 360円</td></tr><tr><td>1,000立方メートルを超え 2,000立方メートル以下の分 370円</td></tr><tr><td>2,000立方メートルを超える分 380円</td></tr></table> 附則別表第2（第15条第2項関係） <table><tr><th>基本料金</th><th>超過料金（1立方メートルにつき）</th></tr><tr><td>8立方メートル以下の分</td><td>8立方メートルを超え</td></tr></table>		基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え 30立方メートル以下の分 100円	30立方メートルを超え 40立方メートル以下の分 150円	40立方メートルを超え 60立方メートル以下の分 180円	60立方メートルを超え 100立方メートル以下の分 220円	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 270円	200立方メートルを超え 400立方メートル以下の分 310円	400立方メートルを超え 600立方メートル以下の分 350円	600立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分 360円	1,000立方メートルを超え 2,000立方メートル以下の分 370円	2,000立方メートルを超える分 380円	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	8立方メートル以下の分	8立方メートルを超え	
基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																		
16立方メートル以下の分 2,400円	16立方メートルを超え 30立方メートル以下の分 100円																		
	30立方メートルを超え 40立方メートル以下の分 150円																		
	40立方メートルを超え 60立方メートル以下の分 180円																		
	60立方メートルを超え 100立方メートル以下の分 220円																		
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 270円																		
	200立方メートルを超え 400立方メートル以下の分 310円																		
	400立方メートルを超え 600立方メートル以下の分 350円																		
	600立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分 360円																		
	1,000立方メートルを超え 2,000立方メートル以下の分 370円																		
	2,000立方メートルを超える分 380円																		
	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																	
	8立方メートル以下の分	8立方メートルを超え																	

改正後			改正前		
1, 200円	15立方メートル以下の分	100円			
	15立方メートルを超え				
	20立方メートル以下の分	150円			
	20立方メートルを超え				
	30立方メートル以下の分	180円			
	30立方メートルを超え				
	50立方メートル以下の分	220円			
	50立方メートルを超え				
	100立方メートル以下の分	270円			
	100立方メートルを超え				
	200立方メートル以下の分	310円			
	200立方メートルを超え				
	300立方メートル以下の分	350円			
	300立方メートルを超え				
	500立方メートル以下の分	360円			
500立方メートルを超え					
1, 000立方メートル以下の分	370円				
1, 000立方メートルを超える分	380円				
附則別表第 3 （第15条第 1 項関係）					
基本料金		超過料金（1 立方メートルにつき）			
16立方メートル以下の分 2, 400円	16立方メートルを超え				
	30立方メートル以下の分	120円			
	30立方メートルを超え				
	40立方メートル以下の分	190円			
	40立方メートルを超え				
	60立方メートル以下の分	230円			
	60立方メートルを超え				

改正後			改正前		
		100立方メートル以下の分 270円 100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 320円 200立方メートルを超え 400立方メートル以下の分 370円 400立方メートルを超え 600立方メートル以下の分 420円 600立方メートルを超え 1,000立方メートル以下の分 430円 1,000立方メートルを超え 2,000立方メートル以下の分 440円 2,000立方メートルを超える分 450円			
附則別表第4（第15条第2項関係）					
	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）			
	8立方メートル以下の分 1,200円	8立方メートルを超え 15立方メートル以下の分 120円 15立方メートルを超え 20立方メートル以下の分 190円 20立方メートルを超え 30立方メートル以下の分 230円 30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分 270円 50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分 320円 100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分 370円 200立方メートルを超え			

改正後			改正前	
		300立方メートル以下の分 420円		
		300立方メートルを超え		
		500立方メートル以下の分 430円		
		500立方メートルを超え		
		1,000立方メートル以下の分 440円		
		1,000立方メートルを超える分 450円		